

## 審査基準・標準処理期間 < 墓地 >

久留米市 環境保全課

墓地の経営許可を受けるには、条例等に定める基準を遵守していただく必要がありますので、次の審査基準の趣旨をご理解いただき、厳守していただきますようお願いいたします。

また、計画過程において環境保全課と事前協議及び標識の設置等が必要となっております。

なお、他法令による許可等が必要な場合は、併行して協議を進めてください。

- 【申請に対する処分】 墓地・納骨堂又は火葬場の経営許可
- ・ 根拠法令及び条項 墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項
  - ・ 関係条項 久留米市墓地等の経営許可等に関する条例  
久留米市墓地等の経営許可等に関する条例施行規則

### 1. 審査基準

#### 1 経営主体

墓地の経営主体は、次のとおりとする。

- (1) 市町村等の地方公共団体
- (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人で、市内に事務所を有する者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人であって次のいずれにも該当するもの
  - ア 墓地等の経営を行うことを主たる目的とすること。
  - イ 久留米市内に事務所を有すること。
- (4) 墓地が災害の発生又は公共事業の実施に伴い移転する場合は、当該墓地を現に経営している者

#### 2 設置場所

墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所(以下、「住宅等」という。)から敷地境界まで水平距離で100m以上離れていること。
- (2) 河川、海又は湖沼に近接していないこと。
- (3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。
  - 注1 敷地とは通常使用されている範囲とする。
  - 注2 住宅等には当該施設の敷地を含む。

#### 3 構造設備

- (1) 墓地を区画する障壁又は密植した垣根を設けること。

墓地を区別する障壁又は垣根は、墓地内にみだりに人や動物が出入できない構造とし、周囲の環境に調和したものであること。

- (2) 個々の墳墓に接し、支障なく墓参することができる通路を設けること。

墓地内の通路は、コンクリート、石等で築造するか砂利を敷く等ぬかるみにならない構造で、幅員は1メートル以上であること。

- (3) 雨水又は流水等を有効に排出する排水設備を設けること。また、その排出設備は、排水によって墓地の区域及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力を有し、適当に配置されていること。

- (4) 墓地の規模に応じた駐車場が設けられていること。

#### 4 敷地等

墓地の敷地は、原則として自己所有であり、かつ、抵当権等の制限物が設定されていないこと。

市長が特に理由があると認める場合は、次の全てを満たす場合とする。

- (1) 許可後すみやかに譲渡又は永代使用を承諾する旨の確約がある場合

※印鑑証明を添付した「譲渡承諾書」又は「永代使用承諾書」を提出のこと。ただし、抵当権等の設定など制限物権は認めない。

- (2) 墓地の敷地として使用させる旨の所有者の承諾書がある場合

#### 5 手続関係

- (1) 許可申請を行う前に墓地等設置協議書を提出していること。

- (2) 設置予定敷地の見やすい場所に申請日の60日以前から規則で定める標識を設置し、標識設置届出書を提出していること。

#### 6 資金計画

- (1) 資金計画が健全であること。

- (2) 永代使用料及び管理料が妥当であること。

- (3) 借入金については、金融機関以外の特定の者に集中していないこと。

- (4) 維持管理の方法が適切であること。

#### 7 墓地の規模

- (1) 地方公共団体が経営する場合は、将来の計画等を考慮して必要な規模とすること。

- (2) 公益認定法人が経営する場合は、久留米市及び近隣市町村の墓地計画に合致し、墓地需要予測に基づく必要な規模とすること。

- (3) 宗教法人が経営する場合は、檀信徒の数、利用希望者数等を考慮して必要な規模とすること。

#### 8 基準の緩和

- (1) 墓地の設置場所及び構造設備は、上記2 設置場所及び3 構造設備に規定する基準に従うものであるが、墓地が、災害の発生及び公共事業の実施に伴い移転する場合又は特別な理由がある場合であって、かつ、公衆衛生及び公共の福祉の見地から支障がないときは、墓地の設置場所及び構造設備の基準を緩和することができる。

- (2) 「公共事業」とは、国若しくは地方公共団体の負担又は国の補助により実施する公共的な建設事業及び施設の改良事業をいう。

- (3) 「特別な理由」とは、概ね次のとおりとする。

ア 既存の墓地の経営者を変更する場合

イ 墓地の設置が、住民の宗教感情に適合し、公益上必要である場合

## 2. 標準処理期間

20日（ただし、休日は含まない。）

## 3. その他

墓地は、公益上必要なものですが、その性格から計画地周辺住民による反対運動等が起こる可能性があります。

審査基準上は、周辺住民の同意を必要としませんが、設置後の墓地の円滑な運営のためにも地元説明会の開催等により、事前に地域の理解を得られるよう努めていただくようお願いいたします。